

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（九州旅客鉄道株式会社における指定席特急料金の改定等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p>	<p>(前略)</p>
<p>(期間の計算方)</p> <p>第9条 期間の計算をする場合は、その初日 <u>は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。一時預り品の引渡しの日についてもまた同じ。</u></p>	<p>(期間の計算方)</p> <p>第9条 期間の計算をする場合は、その初日 <u>を算入して計算する。</u></p> <p><u>2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。</u></p> <p><u>(注) 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。</u></p> <p><u>(例1) 3月20日から1日間とは、3月20日のみである。</u></p> <p><u>(例2) 6月1日から1箇月間とは、6月30日までである。</u></p> <p><u>(例3) 11月30日から3箇月間とは、2月末日（平年の場合は2月28日、閏年の場合は2月29日）までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(急行券の発売)</p>	<p>(急行券の発売)</p>
<p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、<u>大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山</u></p>

現行	改正
<p>乗継ぎとなる時。ただし、<u>大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除く。</u></p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただ</p>	<p><u>以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</u></p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅との相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅との相互間</u>を利用する場合を除き、また、<u>特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間</u>を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなる時。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の<u>停車駅との相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただ</p>

現行	改正
<p>し、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって<u>別に定めるときを除き</u>、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p>	<p>し、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p><u>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</u></p> <p>(中略)</p> <p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、<u>小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き</u>、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車<u>又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車</u>の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p><u>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</u></p> <p><u>(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</u></p> <p><u>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車有明号及びかもめ号。</u></p> <p><u>(4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線内の新幹線以外の線区の停車駅相互間、<u>特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート</u>並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 月 21 日から 4 月 5 日まで 4 月 28 日から 5 月 6 日まで 7 月 21 日から 8 月 31 日まで</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する指定席特急券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区<u>及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区</u>の停車駅相互間並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 月 16 日から 2 月末日まで 6 月 1 日から同月 30 日まで 9 月 1 日から同月 30 日まで 11 月 1 日から 12 月 20 日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 月 21 日から 4 月 5 日まで 4 月 28 日から 5 月 6 日まで 7 月 21 日から 8 月 31 日まで</p>

現行	改正
<p data-bbox="248 204 674 236">12月25日から翌年1月10日まで</p> <p data-bbox="595 288 674 320">(中略)</p> <p data-bbox="181 376 427 408">(特別車両券の発売)</p> <p data-bbox="163 419 1104 491">第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p data-bbox="595 504 674 536">(中略)</p> <p data-bbox="170 547 1104 667">2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p data-bbox="197 678 1104 837">(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、<u>大宮駅又は高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるときを除く。</u></p> <p data-bbox="197 1023 1104 1222">(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p data-bbox="197 1233 1104 1353">(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特</p>	<p data-bbox="1218 204 1644 236">12月25日から翌年1月10日まで</p> <p data-bbox="1565 288 1644 320">(中略)</p> <p data-bbox="1146 376 1393 408">(特別車両券の発売)</p> <p data-bbox="1128 419 2069 491">第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p data-bbox="1565 504 1644 536">(中略)</p> <p data-bbox="1135 547 2069 667">2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p data-bbox="1162 678 2069 1010">(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、<u>大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</u></p> <p data-bbox="1162 1023 2069 1222">(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅との相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p data-bbox="1162 1233 2069 1394">(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅との相互</u></p>

現行	改正
<p>別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の<u>停車駅相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって<u>別に定めるときを除き</u>、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p>	<p><u>間</u>を利用する場合を除き、また、<u>特別急行列車四国まんなか千年もの</u>が<u>たり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。</u></p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の<u>停車駅との相互間</u>を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。</p> <p><u>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</u></p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、<u>小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き</u>、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p>

現行	改正
<p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p>	<p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p>
<p>(中略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。</p>	<p>(中略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。</p>
<p>(中略)</p> <p>9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券の発売に準用する。</p>	<p>(中略)</p> <p>9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券の発売に準用する。</p> <p><u>10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する特別車両券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。</u></p>
<p>(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キ</p>	<p>(中略)</p> <p>(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)</p> <p>第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあっては営業キ</p>

現行	改正
<p>ロ) によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠（仁山方面）の各駅と、森以遠（<u>桂川</u>方面）の各駅との相互間</p> <p style="padding-left: 40px;">東森駅經由函館本線 （ ○ 大沼公園駅經由函館本線 ）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（割引の旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p>	<p>ロ) によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。</p> <p>(1) 大沼以遠（仁山方面）の各駅と、森以遠（<u>石谷</u>方面）の各駅との相互間</p> <p style="padding-left: 40px;">東森駅經由函館本線 （ ○ 大沼公園駅經由函館本線 ）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（割引の旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p><u>7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・金沢間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</u></p>

現行	改正
(中略)	(中略)
(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)	(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)
<p>第74条の4 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p>	<p>第74条の4 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p>
<p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p>	<p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p>
(中略)	(中略)
<p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車 <u>(「トランススイート四季島号」を除く。)</u> の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p>
<p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p>	<p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p>

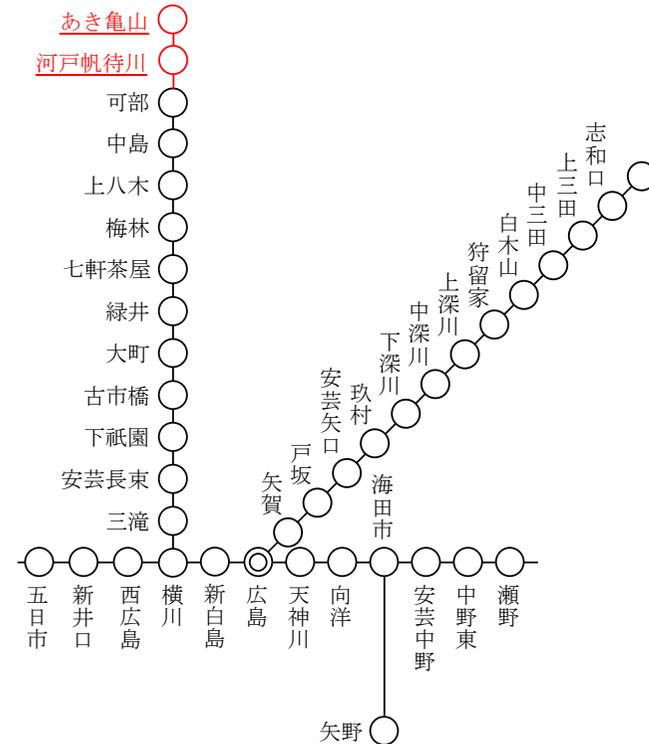
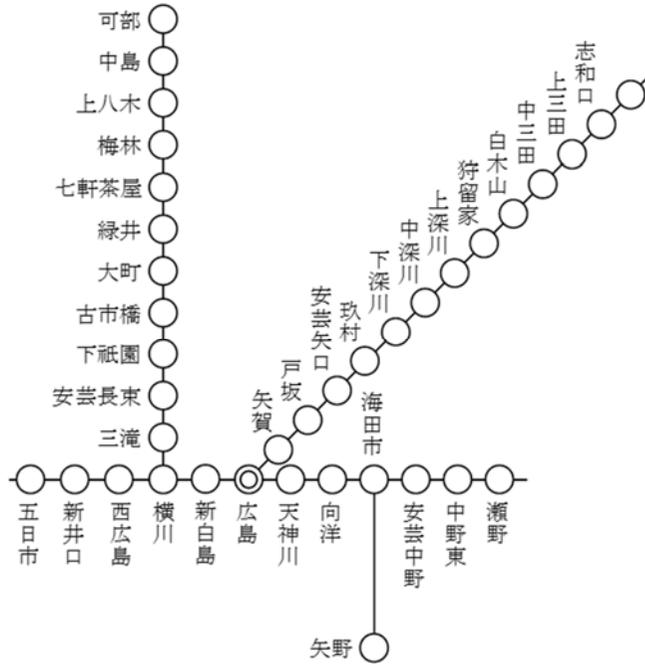
現行	改正
<p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 4 号の規定を適用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)  第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 4 号の規定を適用しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)  第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p>(中略)</p>

現行

改正

(7) 広島市内

(7) 広島市内



(中略)

(中略)

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第 99 条の 2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 96 条、第 97 条若しくは第 98 条に規定した額又は第 103 条第 1 号若しくは第 2 号

第 99 条の 2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 96 条、第 97 条若しくは第 98 条に規定した額又は第 103 条第 1 号若しくは第 2 号

現行	改正
<p>の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額</p> <p>(イ) 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第1号ロに規定する額から第95条第1号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号イに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額</p> <p>ロ 小児通勤定期旅客運賃の加算額</p> <p>(イ) 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第1号ロに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第2号に規定する額を差し引いた額</p> <p>(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第3号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額</p>	<p>の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額</p> <p>(イ) <u>幹線内相互発着となる場合</u> <u>第95条の2第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額</u></p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第1号ロに規定する額から第95条第1号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号イに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額</p> <p>ロ 小児通勤定期旅客運賃の加算額</p> <p>(イ) <u>幹線内相互発着となる場合</u> <u>第95条の2第1号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第1号に規定する額を差し引いた額</u></p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第1号ロに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第2号に規定する額を差し引いた額</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第3号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額</p> <p>(イ) <u>幹線内相互発着となる場合</u> <u>第95条の2第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額</u></p>

現行	改正
<p><u>(イ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第2号ロに規定する額から第95条第2号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p><u>(ロ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号ロに規定する額から第96条第2号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額</p>	<p><u>(ロ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第95条の2第2号ロに規定する額から第95条第2号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p><u>(ハ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第96条の2第2号ロに規定する額から第96条第2号ロに規定する額を差し引いた額</p> <p>ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額</p> <p><u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u> <u>第104条第3号イの(イ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額</u></p>
<p><u>(イ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第104条第3号イの(ロ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ロ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第104条第3号イの(ハ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額</p>	<p><u>(ロ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第104条第3号イの(ロ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ハ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第104条第3号イの(ハ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額</p> <p><u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u> <u>第104条第1号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額</u></p>
<p><u>(イ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第104条第1号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ロ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第104条第1号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額</p>	<p><u>(ロ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第104条第1号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ハ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第104条第1号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額</p> <p><u>(イ) 幹線内相互発着となる場合</u></p>

現行	改正
<p><u>(イ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第 104 条第 2 号イの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ロ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 104 条第 2 号イの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 (中略)</p> <p>(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するもの</u>にあつては、<u>同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、同表に定める料金から <u>510 円</u>をそれぞれ低減した額とする。</p>	<p><u>第 104 条第 2 号イの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額</u></p> <p><u>(ロ)</u> 地方交通線内相互発着となる場合 第 104 条第 2 号イの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(ハ)</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 104 条第 2 号イの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 (中略)</p> <p>(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、<u>第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するもの</u>にあつては、同表に定める料金から <u>520 円</u>をそれぞれ低減した額とする。</p>

現行						改正					
営業キロ 地帯	25 キロ メートルまで	50 キロ メートルまで	75 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	営業キロ 地帯	25 キロ メートルまで	50 キロ メートルまで	75 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで
料金	円 810	円 1,130	円 1,330	円 1,440	円 1,740	料金	円 820	円 1,140	円 1,340	円 1,450	円 1,750
営業キロ 地帯	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上			営業キロ 地帯	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上		
料金	円 1,890	円 2,000	円 2,160			料金	円 1,900	円 2,010	円 2,170		
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>510 円</u> を低減した額とする。 b 特別急行列車「あそぼーい!号」の展望席及び白いくろちゃんシートに対して適用する指定席特急料金						(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>520 円</u> を低減した額とする。 b 特別急行列車「あそぼーい!号」の展望席及び白いくろちゃんシート <u>並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシート</u> に対して適用する指定席特急料金					
営業キロ 地帯	25 キロ メートルまで	50 キロ メートルまで	75 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	営業キロ 地帯	25 キロ メートルまで	50 キロ メートルまで	75 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで
料金	円 1,020	円 1,340	円 1,540	円 1,650	円 1,950	料金	円 1,030	円 1,350	円 1,550	円 1,660	円 1,960
営業キロ 地帯	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上			営業キロ 地帯	200 キロ メートルまで	300 キロ メートルまで	301 キロ メートル以上		
料金	円 2,100	円 2,210	円 2,370			料金	円 2,110	円 2,220	円 2,380		
(2) 普通急行料金						(2) 普通急行料金					
営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上	営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	200 キロ メートルまで	201 キロ メートル以上
料金	円 550	円 750	円 980	円 1,080	円 1,300	料金	円 550	円 750	円 980	円 1,080	円 1,300

現行	改正																																				
<p>2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。</p>	<p>2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。</p>																																				
<p>第126条 <u>削除</u></p>	<p><u>(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金)</u> 第126条 第57条第9項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、<u>急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。</u></p>																																				
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																				
<p>(特別車両料金)</p>	<p>(特別車両料金)</p>																																				
<p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>																																				
<p>(1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A)</p>	<p>(1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A)</p>																																				
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																				
<p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>	<p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>																																				
<p>(イ) (ロ) <u>及び(ハ)</u>以外の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>	<p>(イ) (ロ) <u>、(ハ)、(ニ)及び(ホ)</u>以外の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p>																																				
<p>a 1人・2人個室</p>	<p>a 1人・2人個室</p>																																				
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>800キロ</td> <td>801キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 3,330</td> <td>円 4,910</td> <td>円 6,380</td> <td>円 7,760</td> <td>円 9,230</td> </tr> </table>	営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 3,330	円 4,910	円 6,380	円 7,760	円 9,230	<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>800キロ</td> <td>801キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 3,330</td> <td>円 4,910</td> <td>円 6,380</td> <td>円 7,760</td> <td>円 9,230</td> </tr> </table>	営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 3,330	円 4,910	円 6,380	円 7,760	円 9,230
営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ																																
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上																																
料金	円 3,330	円 4,910	円 6,380	円 7,760	円 9,230																																
営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ																																
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上																																
料金	円 3,330	円 4,910	円 6,380	円 7,760	円 9,230																																
<p>(注) 1人当りの料金とする。</p>	<p>(注) 1人当りの料金とする。</p>																																				
<p>b 3人・4人個室</p>	<p>b 3人・4人個室</p>																																				
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>800キロ</td> <td>801キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ	<table border="1"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200キロ</td> <td>400キロ</td> <td>600キロ</td> <td>800キロ</td> <td>801キロ</td> </tr> </table>	営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ																								
営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ																																
営業キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ																																

現行

地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 3,030	円 4,520	円 5,790	円 7,160	円 8,430

(注) 1人当りの料金とする。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

	設備定員4人
1室当りの料金	円 6,170

(ハ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)  
a b以外の個室

改正

地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 3,030	円 4,520	円 5,790	円 7,160	円 8,430

(注) 1人当りの料金とする。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

	設備定員4人
1室当りの料金	円 6,170

(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランススイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金 (A)  
イの (イ) に定める額とする。

b 東日本旅客鉄道会社線内 (ただし、蟹田・中小国間を除く。)  
の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a) スイート

	2人用個室
料 金	円 15,000

(注) 1人当りの料金とする。

(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)

	2人用個室
料 金	円 25,000

(注) 1人当りの料金とする。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)  
a b以外の個室

現行

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は2,060円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km以内の場合を除く。）は3,140円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は620円とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,060	円 3,140	円 5,040

b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室

(a) 스위트

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員2人)	円 102,860	円 104,910	円 106,970	円 109,030

(b) DX 스위트

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 123,430	円 125,490	円 127,540	円 129,600

改正

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は2,060円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km以内の場合を除く。）は3,140円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は620円とする。

営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,060	円 3,140	円 5,040

b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室

(a) 스위트

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員2人)	円 102,860	円 104,910	円 106,970	円 109,030

(b) DX 스위트

営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
1室当りの料金 (設備定員3人)	円 123,430	円 125,490	円 127,540	円 129,600

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

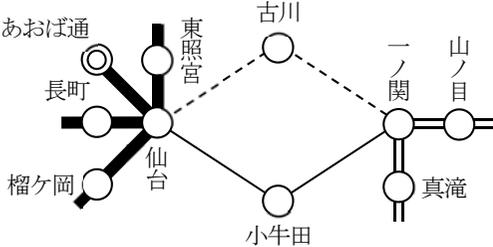
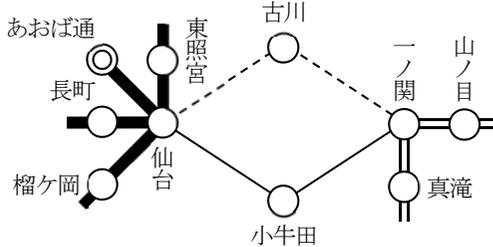
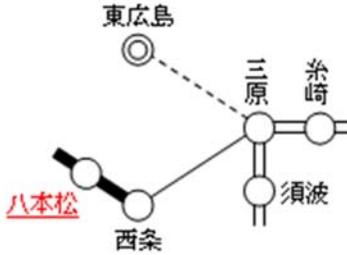
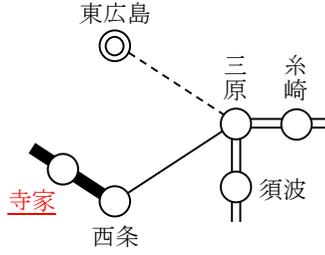
	1人用個室
料 金	円 135,000

b ロイヤルツイン

	2人用個室
--	-------

現行	改正						
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、320 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>310 円とする。ただし、別に定める場合は、510 円又は 820 円とする。</u></p> <p>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き 320 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 90,000</td> </tr> </table> <p>c <u>ザ・スイート</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 人用個室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 360,000</td> </tr> </table> <p>d <u>前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 1 名) ごとに 35,000 円とする。</u></p> <p>e <u>前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員 (最大 2 名) ごとに 94,000 円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、320 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内<u>の別に定める列車に対して発売する場合は、820 円とする。</u></p> <p>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き 320 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	料 金	円 90,000		2 人用個室	料 金	円 360,000
料 金	円 90,000						
	2 人用個室						
料 金	円 360,000						

現行	改正
<p>(小児用乗車券類の効力の特例)</p> <p>第 152 条 小児用の乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(選択乗車)</p> <p>第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>	<p>(小児用乗車券類の効力の特例)</p> <p>第 152 条 小児用の乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 147 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。</p> <p><u>2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時に使用する場合に限り、第 147 条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座席指定券を使用することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(選択乗車)</p> <p>第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の====線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2 枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>

現行	改正
<p>(1) あおば通又は仙台以遠            (東照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の各駅と一ノ関以遠            (山ノ目又は真滝方面)の各駅との相互間(仙台・小牛田間、仙台・古川間)(一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間)</p> 	<p>(1) あおば通又は仙台以遠            (東照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の各駅と一ノ関以遠            (山ノ目又は真滝方面)の各駅との相互間(仙台・小牛田間、仙台・古川間)(一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間)</p> 
(中略)	(中略)
<p>(38) 三原以遠(糸崎又は須波方面)の各駅と、東広島又は西条以遠(八本松方面)の各駅との相互間(三原・西条間、三原・東広島間)</p> 	<p>(38) 三原以遠(糸崎又は須波方面)の各駅と、東広島又は西条以遠(寺家方面)の各駅との相互間(三原・西条間、三原・東広島間)</p> 
(中略)	(中略)
<p>(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)            第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。            (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。</p>	<p>(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)            第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。            (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。</p>
(中略)	(中略)

現行	改正
<p>(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条に規定する場合を除く。</p>	<p>(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条<u>第 1 項</u>に規定する場合を除く。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(急行券の効力)</p>	<p>(急行券の効力)</p>
<p>第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車)に限って、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p>	<p>第 172 条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された<u>乗車日、急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)</u>に限って乗車することができる。</p>
<p>2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。</p>	<p>2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(急行券が無効となる場合)</p>	<p>(急行券が無効となる場合)</p>
<p>第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。 (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき</p>	<p>第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。 (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき</p>
<p>(中略)</p> <p>(8) 大人が小児の急行券を使用したとき</p>	<p>(中略)</p> <p>(8) 大人が小児の急行券を使用したとき。<u>ただし、第 152 条第 1 項及び第 2 項に規定する場合を除く。</u></p>
<p>(9) 指定急行券を指定以外の急行列車(未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車)に使用したとき</p>	<p>(9) 指定急行券を指定以外の急行列車(未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車)、<u>旅客車又は座席</u>に使用したとき</p>

現行			改正		
(以下略)			(以下略)		
別表第1号(第3条) 地方交通線の線名及び区間			別表第1号(第3条) 地方交通線の線名及び区間		
地方交通線の線名及び区間			地方交通線の線名及び区間		
	線名	区間		線名	区間
あ	吾妻線	渋川 ・ 大前	あ	吾妻線	渋川 ・ 大前
	赤穂線	相生 ・ 東岡山		赤穂線	相生 ・ 東岡山
	左沢線	北山形 ・ 左沢		左沢線	北山形 ・ 左沢
(中略)			(中略)		
か	海峡線	中小国 ・ 木古内	か	海峡線	中小国 ・ 木古内
	加古川線	加古川 ・ 谷川		加古川線	加古川 ・ 谷川
	香椎線	西戸崎 ・ 宇美		香椎線	西戸崎 ・ 宇美
	鹿島線	香取 ・ 鹿島サッカースタジアム		鹿島線	香取 ・ 鹿島サッカースタジアム
	可部線	横川 ・ <u>可部</u>		可部線	横川 ・ <u>あき亀山</u>
	釜石線	花巻 ・ 釜石		釜石線	花巻 ・ 釜石
	烏山線	宝積寺 ・ 烏山		烏山線	宝積寺 ・ 烏山
	唐津線	久保田 ・ 西唐津		唐津線	久保田 ・ 西唐津
	岩徳線	岩国 ・ 櫛ヶ浜		岩徳線	岩国 ・ 櫛ヶ浜
(中略)			(中略)		
わ	和歌山線	王寺 ・ 和歌山	わ	和歌山線	王寺 ・ 和歌山

附則

この通達は、平成29年3月4日乗車となるものから施行する。ただし、第99条の2第1項第1号に係る改正は平成28年3月26日乗車となるものから適用し、第74条の2、第74条の4及び第130条に係る改正は平成29年4月1日から施行する。